	イーサネットであって無線付きのもの	C	2.4ギガヘルツ帯のみの無線を送信する場合： Ｅ＝0.10×Ｘ２＋3.9 ５ギガヘルツ帯のみの無線を送信する場合： Ｅ＝0.15×Ｘ５＋3.9 上記２波を同時に送信する場合： Ｅ＝0.10×Ｘ２＋0.15×Ｘ５＋5.1
ＡＤＳＬのみのもの	イーサネットのみのもの	D	7.4
	イーサネットであってＶｏＩＰ付きのもの	E	7.4
	イーサネットであって無線付きのもの	F	8.8

備考１　「ＷＡＮ側」とは、インターネット等のネットワークに接続するポートの側をいい、「ＬＡＮ側」とは、その他の機器等に接続するポートの側をいう。以下同じ。

２　Ｅ、Ｘ２及びＸ５は、次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位　ワット）

Ｘ２：2.4ギガヘルツ帯の無線出力（単位　ミリワット／メガヘルツ）

Ｘ５：５ギガヘルツ帯の無線出力（単位　ミリワット／メガヘルツ）

３　区分名Ｃにおいて、2.4ギガヘルツ帯又は５ギガヘルツ帯の無線を選択し、送信することができるものについては、３に定める実効伝送速度がより速い周波数帯の算定式を用いて基準エネルギー消費効率の数値を算定することとする。

2　表示事項等

2－1　表示事項

ルーターのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　2.4ギガヘルツ帯の無線出力（区分名Ｃの場合にあって、2.4ギガヘルツ帯のみの無線を送信する場合又は２波を同時に送信する場合に限る。）

ニ　５ギガヘルツ帯の無線出力（区分名Ｃの場合にあって、５ギガヘルツ帯のみの無線を送信する場合又は２波を同時に送信する場合に限る。）

ホ　エネルギー消費効率

ヘ　製造事業者等の氏名又は名称

2－2　遵守事項

⑴　無線出力の数値は、ミリワット／メガヘルツの単位で小数点以下１桁までを表示すること。

⑵　エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をワットの単位で小数点以下１桁まで表示すること。

⑶　２－１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び機器の選定に当たり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3　エネルギー消費効率の測定方法

3－1　エネルギー消費効率

エネルギー消費効率は、次に定める条件により測定した消費電力をワットの単位で表した数値とする。

3－2　測定条件

⑴　エネルギー消費効率の測定は最大実効伝送速度における消費電力を測定するものとする。なお、消費電力及び最大実効伝送速度を測定する際の条件は以下とする。

①　１秒当たりのＷＡＮ側への出力パケット数及び１秒当たりのＬＡＮ側への出力パケット数の和が最大となるものとする。

②　測定パケット長は1500バイトのパケットを伝送するものとする。ただし、測定パケット長が1500バイトのパケットを伝送できない場合は、パケット長が最大のものとする。

③　ユニキャスト通信用のＩＰパケットを用いる。

④　ヘッダ部のデータパターンは任意とし、測定パケットのデータパターンは全て０とする。

⑤　消費電力の測定に際して、ルーターの最大実効伝送速度に適応した必要最小限のパケットを送信することを可とする。

⑥　ルーターが受信したパケットをルーティングする設定とする。なお、ルーティングとは、日本工業規格Ｘ5003に規定する開放型システム間相互接続の基本参照モデル６．に示す参照モデルのうち第３層（ネットワーク層）を利用して、ネットワーク上のデータの中継を行うものであり、具体的にはＩＰアドレスを参照して中継動作を行うものとする。なお、中継動作に際して、ＩＰアドレスのヘッダ情報であるＴＴＬを減算し、異なるデータリンクへの中継を行うこととする。

⑦　ルーターの基本性能・機能を損なうことなく着脱できる部品又は停止可能な機能については、取り外し又は停止して測定することとする。

⑧　測定に関与しないポートについてはリンクダウンすることができる。

⑨　周囲温度は16℃～32℃とする。ただし、無線付きのルーターは０℃～40℃とする。

⑩　電源電圧は、定格入力電圧（100Ｖまたは200Ｖ）±10％の範囲とする。

⑪　ＡＣ電源の周波数は、定格周波数とする。

⑫　定常状態で測定することとする。

⑬　ＡＣ電源を採用している製品では、コンセントプラグの端子における消費電力を測定すること。

⑭　ＡＣ電源の場合、有効電力を消費電力とすること。

⑵　無線付きのルーターは以下の条件とする。

①　無線送信方向はＷＡＮ側からＬＡＮ側への送信方向とする。

②　同時動作可能な無線ＬＡＮインターフェースが複数ある場合は同時動作することとする。

③　データの圧縮機能、出力電力等の調整機能を停止した構成とする。

④　リンク速度はルーターの最大リンク速度とする。

⑤　無線ＬＡＮ付ルーターの測定機器にはパケットジェネレータを用いて測定すること。

附　則

この告示は、平成21年７月１日から施行する。ただし、２の規定は、平成22年７月１日から施行する。